

## 土木学会受託研究国内旅費規則の改正について

## 改正の趣旨

土木学会受託研究業務の国内出張にかかる宿泊費については、国家公務員等の旅費支給規程を参考にし、土木学会役員・委員等国内出張旅費規則に準じている。法律改正によって2025年4月から国家公務員等の日当は統一されていること(一律2,400円)、宿泊費は定額制から上限付きの実費精算に変更されていること、また各地においてインバウンド等の影響で宿泊代も高騰していることもあり、当会においても地域の実情に見合った宿泊費に改正する。

## &lt;規程より当該部分を抜粋&gt;

現 行	改 正 案
<p><b>土木学会受託研究国内旅費規則</b></p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第1条</b> 公益社団法人土木学会(以下「学会」という。)の受託研究業務(以下「業務」という。)に伴い委員会の委員等が国内を旅行する場合に、学会が当該委員等に支給する旅費については、発注者の定めるものによる場合を除き、この規則による。</p> <p>(旅費の構成)</p> <p><b>第2条</b> 旅費は、交通費、日当および宿泊費を支給する。</p> <p>(交通費)</p> <p><b>第3条</b> 交通費は、原則として、鉄道の旅客運賃、特急料金および指定席料金ならびに船舶の旅客運賃を路程に応じて支給する。ただし、片道30km以内の旅行については、交通費を支給しない。</p> <p>2 鉄道の特急料金および指定席料金は、特急を運行する路線で、片道100km以上を旅行する場合に支給する。</p> <p>3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、航空機の旅客運賃を支給することができる。</p> <p>(1) 片道1,000km以上を旅行する場合</p> <p>(2) 移動時間が片道4時間を超える場合</p> <p>(3) その他、学会が業務上必要と認める場合</p> <p>(日当・宿泊費)</p> <p><b>第4条</b> 日当および宿泊費は、支給を受ける者の</p>	<p>(適用範囲)</p> <p><b>第1条</b> 公益社団法人土木学会(以下「学会」という。)の受託研究業務(以下「業務」という。)に伴い委員会の委員等が国内を旅行する場合に、学会が当該委員等に支給する旅費については、発注者の定めるものによる場合を除き、この規則による。</p> <p>(旅費の構成)</p> <p><b>第2条</b> 旅費は、交通費、日当および宿泊費を支給する。</p> <p>(交通費)</p> <p><b>第3条</b> 交通費は、原則として、鉄道の旅客運賃、特急料金および指定席料金ならびに船舶の旅客運賃を路程に応じて支給する。ただし、片道30km以内の旅行については、交通費を支給しない。</p> <p>2 鉄道の特急料金および指定席料金は、特急を運行する路線で、片道100km以上を旅行する場合に支給する。</p> <p>3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、航空機の旅客運賃を支給することができる。</p> <p>(1) 片道1,000km以上を旅行する場合</p> <p>(2) 移動時間が片道4時間を超える場合</p> <p>(3) その他、学会が業務上必要と認める場合</p> <p>(日当・宿泊費)</p> <p><b>第4条</b> 日当および宿泊費は、支給を受ける者の区分により、別表-1に定める額を支給する。ただし、<del>宿泊費は、学会が業務上必要と認める場合のみ支給することができる。</del><b>宿泊費は、業務上必要と認めた場合に、原</b></p>

区分により、別表－1に定める額を支給する。ただし、宿泊費は、学会が業務上必要と認める場合のみ支給することができる。

(旅費の概算払および精算)

第5条 旅費は、旅行前に概算により支給することができる。

2 前項の場合および業務上の都合により路程等を変更した場合は、旅行終了後直ちに精算するものとする。

(規則の変更)

第6条 この規則の変更は、理事会において行う。

別表－1  
日当・宿泊費  
(単位:円)

区 分	日 当	宿 泊 費
委員会委員長	3,000	14,800
上記以外の委員会委員等	2,600	13,100

則として別表－1に定める金額を上限として実費を支給する。

(旅費の概算払および精算)

第5条 旅費は、旅行前に概算により支給することができる。

2 前項の場合および業務上の都合により路程等を変更した場合は、旅行終了後直ちに精算するものとする。

(規則の変更)

第6条 この規則の変更は、理事会において行う。

別表－1

日当・宿泊費  
(単位:円)

区 分	日 当	甲	乙	丙	丁
委員会委員長		27,000	22,000	16,000	13,000
上記以外の委員会委員等	2,400	19,000	16,000	12,000	10,000

(注) 委員会委員長とは親委員会委員長を指す  
(小委員会、部会等の長は該当しない)

甲 埼玉県、東京都、京都府

乙 千葉県、神奈川県、新潟県、香川県、福岡県、熊本県

丙 北海道、青森県、秋田県、茨城県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

丁 甲乙丙以外の地域